

みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）プロモーション動画制作業務委託

2 業務の目的

県では、農山漁村の活性化と所得向上を図るため、農山漁村地域に宿泊し滞在中に豊かな地域資源を活用した体験や食事等を楽しむ「農泊（農山漁村滞在型旅行）」を推進している。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、企業では、働く「場所」を選ばないテレワーク等が進み、新たに働く「場所」の一つとして自然豊かな農山漁村に関心を持つ企業や個人などが増加している。このため本事業では、新しい生活様式に即した働き方を農山漁村地域へ人を呼び込む好機と捉え農泊を推進するために、ワーケーション等も含めた新たなターゲットに向けて、農泊の魅力を国内外へ広く情報発信するためのツールとして動画を制作し、国内外の旅行者等の農山漁村地域への呼び込みを促進し地域の活性化を図ることを目的とする。

なお、制作した動画は、県が運営するHPでの掲載の他、県内外での情報発信イベント出展時等において幅広く活用する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和3年3月24日（水）まで

(2) 委託業務の主な内容

みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）プロモーション動画の制作

4 業務の内容

みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）プロモーション動画の制作

効果的な三重県の農泊推進につなげるため、撮影する動画の構成やシナリオを検討し、発注者が指定する取材対象の農泊実践地域を中心とした、三重ならではの自然あふれる農山漁村の風景や体験を通じた人々との交流による農泊の魅力について伝える動画の撮影を行い、編集を行う。

【制作する動画の概要】

- ・以下の2つのテーマでそれぞれショートバージョン（1分～3分程度）とロングバージョン（3～5分程度）の動画を制作すること。
- ・農泊実践地域の三重ならではの自然あふれる農山漁村の風景や体験を通じた人々との交流、及び食、泊を通じた農泊の魅力が伝わるものとする。
- ・動画の構成は、インタビューを中心とするものではないが、ナレーションやテロップを入れることは妨げない。

<テーマ>

- 三重ならではの自然あふれる農山漁村の風景編（三重の農山漁村に行きたくなる動画）
 - ・ショートバージョン1本とロングバージョン1本を制作すること。
 - ・三重県の農泊実践地域を風景、体験、食、泊の画像とともに紹介、観光地ではない農山漁村の日常風景、都市の人から見て非日常感を感じるものとする。
 - ・なるべく音楽などの効果音は使わず、自然の音なども意識したものとする。

- 体験や食、泊を通じた人々との交流編（農山漁村滞在型旅行をイメージできる動画）
 - ・ショートバージョン1本とロングバージョン1本を制作すること。
 - ・人々との交流を通じた笑顔など、人の表情を意識したものとする。
 - ・農泊実践地域の人々の農泊に対する熱意が伝わるものとする。

【用途】

作成された動画については、「YouTube」に投稿する以外にも、県HPへも掲載するとともに、SNS等においても活用する。また、情報発信イベント出展時等においても放映する。

【取材対象者の選定】

取材対象の農泊実践地域は発注者が指定する。三重県の農泊実践地域は16団体（R2.10月時点）あるので、下表のとおり各農泊実践地域がそれぞれのバージョンで（1）（2）いずれか1つの映像に当てはまるように対応すること。

映像	ロングバージョン	ショートバージョン
（1）三重ならではの自然あふれる農山漁村の風景編	A	a
（2）体験や食、泊を通じた人々との交流編	B	b
地域数合計	16	16

地域数は $A + B = 16$ 及び $a + b = 16$ となります。

また、A、B、a、bの地域数は県と協議のうえ決定します。

【制作及び打合せ】

- ・契約締結後1週間以内に全体の業務計画書を提出すること。
- ・各回の撮影にあたり、事前に撮影場所や撮影する動画の構成、シナリオ等を記載した計画書を発注者に提出し、打合せを行うこと。
- ・撮影した動画は、制作段階で、随時、制作中の映像の試写を行い、視聴による発注者の確認を得たうえで制作すること。試写の後、修正が必要な個所を発注者に確認し、映像等を修正すること。
- ・編集にあたっては、適宜、ナレーションやテロップ（英語訳を含む）を入れるなど、三重ならではの農泊の魅力を伝えられるよう工夫すること。
- ・取材対象の農泊実践地域への日程調整等は受託者が行うこと。
- ・使用する画像などで季節的に撮影が不可能なものは、必要があると判断した場合は、農泊実践地域の協力のもと提供してもらうことも可能とする。なお、手続きが必要な場合は受託者側で対応すること。

【納品】

- ・動画は「mp4」「avi」「wmv」「mov」のいずれかのファイル形式にてDVD等に保存して提出すること。また、取材対象者ごとにチャプター再生ができるようにすることとし、視聴しやすいよう工夫すること。
- ・何らかの理由により上記により指定した以外のファイル形式で提出する場合は、県と協議の上で提出すること。

【その他】

- ・全国的な農泊の状況や農泊実践地域に関しては、農泊ポータルサイト(<https://nohaku.net/>)を参照すること。
- ・制作する動画は、事業終了後に発注者が再編集等を行い、今後のプロモーション等に向けて二次的利用が可能なものとする。
- ・撮影のために許可申請等が必要となる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。また、撮影に関する交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品費等業務に係る必要経費は委託金額に含まれるものとする。
- ・音楽素材やイラスト等の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

5 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 委託業務を通じて取得した個人情報については、三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 三重県は必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (8) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、三重県と協議し、その指示に従うこととする。
- (9) 業務の遂行にあたっては、新型コロナウイルス感染症による情勢等に留意し、感染拡大防止や事業運営体制の確保に努めること。